

令和7年度 大分県農地中間管理事業推進指針

大分県農業農村振興公社（大分県農地中間管理機構）

1 基本的な方向

農業経営の規模拡大、耕作地の集団化、農業への新規参入の促進等による農地利用の効率化及び高度化を図り、農業の生産性の向上に資することを目的とした農地中間管理事業は、平成26年にスタートし11年が経過した。

この間、本県における農地中間管理事業による集積面積は、累計で6,373ha、新規面積は2,707haとなった。

県、市町、農業委員会など関係機関との連携のもと、これまで制度の周知、利用促進に取り組んだ結果、令和6年度の機構借受面積は876ha、新規借受面積は227haとなり、年間目標（機構借受面積）の700haを達成することができた。

近年の世界情勢の不安定化に伴うエネルギー等の物価高騰や天候不良により、農業経営は深刻な影響を受けており、加えて、過疎化・高齢化による担い手の減少や耕作放棄地の増加など、本県農業を取り巻く情勢は引き続き厳しい状況にある。

こうした中、国では、平時からの食料安全保障確保等の観点から令和6年度に食料・農業・農村基本法等を改正するとともに、同法に基づく「食料・農業・農村基本計画」を改定し、担い手への農地集積率や農地面積の確保など、食料安全保障の確保に必要な目標を設定することとしている。

県では、令和6年度に「大分県農林水産業振興計画」を策定し、園芸・畜産の生産拡大を中心とした農業の成長産業化を図る観点から、令和15年度を目標年度として、「大規模園芸団地の計画的整備」や「中核的経営体への集積」などに係る目標指標を設定したところである。

また、令和4年度の改正農業経営基盤強化促進法による地域計画及び目標地図に関しては、令和6年度末に策定期限を迎え、令和7年度からは計画の実現・実行に向けた取組が本格化するとともに、同改正法により旧法による相対契約の新規契約が廃止され、機構契約へ一本化されたところである。

そのため、当機構においては、以下の重点的取り組み事項を中心とした取組を実施し、農地集積・集約化をさらに推進していく。

2 農地中間管理事業による集積目標

令和7年度 農地中間管理機構活用面積 1,000ha

3 重点的取り組み事項

(1) 「農業成長産業化推進本部」を通じた関係機関との連携強化

令和6年度に発足した「大分県農業成長産業化推進本部」や各市町の推進本部との連携等により、「農地集積コントロール拠点」に情報を集約するとともに、現地駐在員を中心として、各地域の課題に応じたきめ細やかな取組を推進する。

(2) 「農地集積コントロール拠点」としての取組強化

参入企業や新規就農者を中心とした担い手のニーズを的確に把握し、「水土里情報システム」等を活用することで、農地確保及び機構を通じた集積・集約への取組を強化する。

特に、県が「大分県農林水産業振興計画」に掲げる大規模園芸団地整備や中核的経営体への集積を図るため、「農地集積コントロール拠点」が中心となり、「非担い手」から「担い手」への新たな契約（新規借受契約）締結に向けた取組を積極的に推進する。

(3) 地域計画策定区域に対する取組推進

地域計画策定区域について、目標地図に定められた担い手に対し、農地中間管理事業の円滑な活用を促すとともに、「担い手不在エリア」については、関係機関との連携・協力の下、広域的視点からの担い手の掘り起こし及びマッチング支援など、農地中間管理事業の推進を引き続き図るとともに、粗放的管理を含む、幅広い視点での農地の活用策の検討も促す。

(4) 契約更新及び相対契約からの移行等への対応

農地中間管理事業の契約期間満了を迎える案件については、「所有者不明農地」に係る知事裁定等の制度活用及び相続登記申請義務化の周知に加え、契約締結時において相続対応の説明を行う等、契約更新を着実に進める。

また、農業経営基盤強化促進法による相対契約については、法改正により今年度から新たな契約が締結できないこととなるため、当該契約から機構契約への移行をうながすとともに、令和6年度に実施した事務の軽減・簡素化等のさらなる検討を図る。

(5) 遊休農地の活用促進

遊休農地の利用意向調査に基づき、借受条件を満たす農地については、引き続き機構がホームページで公表し、農業委員会の農地利用最適化活動等を通じて、出し手、受け手のマッチングを促進する。

また、令和7年度に改正される「遊休農地解消対策事業」の周知を図り、さらなる活用を推進していくとともに、遊休農地を活用した大規模園芸団地整備に関しては、「農業成長産業化推進本部」等と連携し、円滑な機構契約を推進していくことにより、遊休農地の抜本的な解消を目指す。